

農作物栽培高度化施設に係る届出(農地法第43条第1項の規定による)

農地法の改正により、農業委員会へ届け出を行うことで、対象農地の底面を全面コンクリート張りにした農業用ハウスなどの設置が可能になりました。

農作物栽培高度化施設とは、専ら農作物の栽培の用に供する施設であつて、農作物の栽培の効率化または高度化を図るためのものとして定義付けられています。

そのため、農地転用の手続きは不要となり、届出書などで手続きを行ってください。

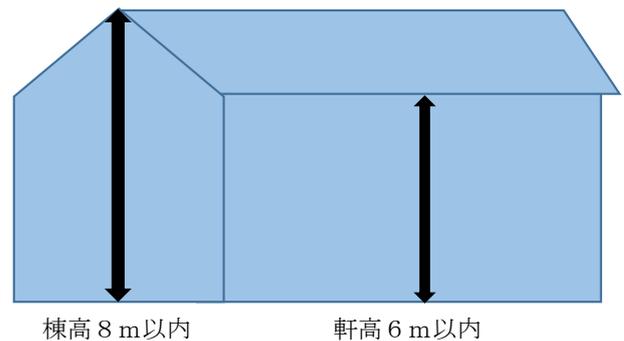
また、農作物栽培高度化施設を設置し利用するにあたり、所有権移転や賃貸借権設定などが発生する場合は、届け出と併せて農地法第3条の許可申請等が必要となります。

主な基準

1. 農作物の栽培の用に供する施設であること。
2. 施設の棟高は8m、軒高は6mを上限とし、平屋構造に限る。
3. 屋根や壁面を透過性のないもので覆う施設については、周辺農地に2時間以上日影が生じないこと。
4. 施設からの排水について、放流先の管理者の同意を得ること。
5. 本制度の対象であることを示す標識を設置すること。

○高さ基準

- ・棟高が8m以内
- ・軒高が6m以内
- *おおむね30cm以下の基礎を施行する場合は、当該基礎の上部からそれぞれ8m、6m以内



○日影の基準

- ・新しく施設を設置する場合

春分の日及び秋分の日のご真太陽時による午前8時から午後4時までの間において2時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないか確認する。

- ・既存の施設の底面をコンクリートなどで覆う場合、下表の基準を確認する。

施設の軒の高さ	敷地境界線から当該施設までの距離
2メートル以内	2メートル
2メートル超3メートル以内	2.5メートル
3メートル超4メートル以内	3.5メートル
4メートル超5メートル以内	4メートル
5メートル超6メートル以内	5メートル

農地法第43条の第1項届出の提出書類【農作物栽培高度化施設届出】

●届出期間 随時

※農地法第3条の許可申請等も行う場合は、毎月 of 提出締切日となる。

●提出部数 各1部

<必須提出書類>

- 届出書
- 土地登記(全部)事項証明書
- 位置図(届出地の場所がわかるもの)
- 公図(隣接地の所有者及び地目を記入)
*また、施設の屋根壁面を透過性でないもので多い場合、日影の範囲に農地があればその所有者及び地目も記入。
- 営農計画書(農作物の栽培時期、生産量、主たる販売先、施設設置に関する資金計画等)
- 同意書(所有権または使用及び収益を目的とする権利を有するものの同意)
- 施設計画図
*施設配置、施設の用途(農作物の栽培施設、作業用通路、環境制御装置の置き場、その他栽培に必要不可欠な施設)のわかるもの

<場合により必要な書類>

- 届出者が法人 ⇒ 定款、法人登記事項証明書
- 施設の屋根または壁面を透過性でないもので覆う場合
⇒ 日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設(外壁又は屋根)から水平距離5mおよび10mの線、「農作物栽培高度化施設であること」の標識の位置がわかるもの
- 他法令による許認可が必要な場合は受領印のある申請書等の写し
- その他必要書類()

●注意事項

※農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転をする場合は、届出と併せて農地法第3条の許可申請が必要となります。

※農作物栽培高度化施設用地として借りる場合は、届出と併せて農用地利用集積計画による同意書の提出等が必要となります。